

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和08年01月26日

計画の名称	舞鶴公園・南公園周辺地区（第2期）都市再生整備計画											
計画の期間	令和06年度～令和10年度（5年間）										重点配分対象の該当	
交付対象	福岡市											
計画の目標	大目標：緑と歴史・文化が調和した福岡市型のコンパクトな都市づくり 目標1：市民の憩いと集客の拠点づくり 目標2：安全安心して暮らせるまちづくりの推進 目標3：身近な生活に潤いをもたらすまちづくりの推進											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	7,189	A	7,189	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R3, R4		R10
1	舞鶴公園利用者の割合を58.1%（R4）から81.3%（R10）に増加させる。 過去3年間に舞鶴公園に行ったことがある市民の割合	58%	%	81%
2	動植物園の利用者数を55.4万人/年（R3）から100.0万人/年（R10）に増加させる。 地区内の施設（動植物園）利用者数	55万人/年	万人/年	100万人/年
3	安全・安心のための社会環境整備ができていると感じる市民割合を31.7%（R4）から50.4%（R10）に増加させる。 福岡市中央区で安全・安心のための社会環境整備ができていると感じる市民割合	32%	%	50%
4	緑が豊かになっていると感じている市民の割合を32.1%（R4）から55.0%（R10）に増加させる。 福岡市中央区で身近な地域において緑が豊かになっていると感じている市民の割合	32%	%	55%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況			
												R06	R07	R08	R09	R10						
一体的に実施することにより期待される効果																						
備考																						
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	福岡市	直接	福岡市	-	-	舞鶴公園・南公園周辺地区(第2期)都市再生整備計画事業	605.7ha	福岡市						7,189		-			
												小計						7,189				
											合計						7,189					

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	R6	R7	R8	R9	R10
配分額 (a)	234	340			
計画別流用 増△減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	234	340			
前年度からの繰越額 (d)	12	28			
支払済額 (e)	218	302			
翌年度繰越額 (f)	28	66			
うち未契約繰越額 (g)	28	66			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	11.38%	17.93%			
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由	関係者協議 時間を要し たため	関係者協議 時間を要し たため			

都市再生整備計画（第2回変更）

まいづるこうえん みなみこうえんしゅうへん ちく
舞鶴公園・南公園周辺地区（第2期）

ふくおか 福岡県 福岡市

令和7年9月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	<input checked="" type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	福岡県	市町村名	福岡市	地区名	舞鶴公園・南公園周辺地区(第2期)	面積	605.7 ha
計画期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度	交付期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度				

目標	<p>大目標: 緑と歴史・文化が調和した福岡市型のコンパクトな都市づくり</p> <p>目標1: 市民の憩いと集客の拠点づくり</p> <p>目標2: 安全安心して暮らせるまちづくりの推進</p> <p>目標3: 身近な生活に潤いをもたらすまちづくりの推進</p>
目録	<p>令和6年12月</p> <p>まちづくりの経緯及び現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H6年7月九州大学の移転等を踏まえ、草ヶ江校区まちづくり推進協議会(現 草ヶ江まちづくり協議会)発足 ○H10年12月国有財産九州地方審議会において「九州大学移転跡地の利用に関する基本方針」を答申 ○H14年3月福岡市交通/バリアフリー基本方針の策定(別府・六本松地区を重点整備地区に指定、六本松⇄大濠公園・舞鶴公園間を特定経路に指定) ○H16年10月 福岡市動植物園再生基本構想を策定し、中長期に渡る動植物園の整備計画の方向性を策定している ○H17年2月地下鉄七隈線が開業し、六本松駅がオープンした ○H17年度に「福岡城址保存整備基本構想」をとりまとめ、中長期に渡る福岡城の整備計画の方向性を策定している ○H18年9月 福岡市動植物園再生基本計画を策定し、動植物園の整備・活用を推進するための整備計画を示している ○H19年5月 九州大学六本松キャンパスについて、有識者、地域、行政等を交えた「九州大学六本松キャンパス跡地利用計画」が策定している ○H21年4月 九州大学六本松キャンパスが元岡桑原(伊都)地区に移転、六本松キャンパスを閉鎖した ○H26年6月 セントラルパーク構想をとりまとめ、大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、中長期に渡る二つの公園の整備計画の方向性を策定している ○H26年6月 福岡城跡整備基本計画を策定し、「国史跡福岡城跡」の整備・活用を推進するための整備計画を示している ○H27年3月 鴻臚館跡整備基本構想をとりまとめ、中長期に渡る鴻臚館跡の整備計画の方向性を策定している ○H29年10月 九州大学六本松キャンパス跡地に福岡市科学館がオープンし、地域の賑わいの拠点となっている ○H31年3月 福岡市美術館がリニューアルオープンし、地域の賑わいの拠点となっている ○R元年6月 セントラルパーク基本計画を策定 ○R5年1月 福岡市インクルーシブな子ども広場整備指針を策定 <p>課題</p> <p>舞鶴公園・南公園周辺地区のさらなる機能強化と魅力向上に向けて、以下の課題が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の憩いと集客の拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・都心部に隣接し、古代日本の迎賓館であった鴻臚館や福岡城址をはじめとした歴史遺産、美術館や能楽堂等の文化施設を数多く抱える歴史文化に富んだ地区であるが、回遊動線の整備が不十分なため、回遊性の向上が必要である。 ・舞鶴公園では、年間を通じた集客力向上が求められており、休憩所や管理事務所、体験学習施設機能を有した複合的な施設の整備、イベントの拡充等を通して、更なる公園の利活用促進が必要である。 ・南公園は、現状勾配の園路をバリアフリーに対応するように動線の再配置、バリアフリー化の遅れ、駐車台数の不足などの課題を抱えているため、新しい時代にふさわしい、市民に親しまれる魅力的な施設への整備が必要である。 ○安全安心して暮らせるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区は、六本松地区を含め各種開発が進められ、今後も人口増が見込まれているが、避難場所に指定されている市民センターや公園などの施設の老朽化が著しく、防災機能が不十分なため、施設の整備が必要である。 ・人口が増加し、多くの人が集まる該当地区において、誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で、自分らしく遊ぶことができるインクルーシブな子ども広場の整備が必要である。 ○身近な生活に潤いをもたらすまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・供用後の年数経過や、周辺環境などの変化に伴い、地域のニーズに対応できなくなった公園について、地域のニーズを踏まえて整備する必要がある。

将来ビジョン(中長期)

- 福岡市基本構想では、福岡市が目指す都市像として、「自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市」を掲げている。
- 第9次福岡市基本計画では、市の目指す姿を「人と地球にやさしい、持続可能な都市が構築されている」「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」としており、具体的な目標像を「生物多様性の保全による豊かな自然の恵みを楽しみ、自然と都心が調和したコンパクトで暮らしやすい都市環境が国内外から評価され、市民は質の高い暮らしに誇りを持っている」「都心に近い大濠公園、舞鶴公園一帯が、市民の憩いの場としての機能と、歴史、文化、観光の発信拠点としての機能を兼ね備えており、都市の顔として、その魅力の向上に重要な役割を果たす」としている。
- 福岡市地域防災計画において、災害時に一時避難地として機能する公園や、地区の救援活動の拠点としても利用可能な公園等の確保を進めることとしており、舞鶴公園と南公園は広域避難場所に、平尾公園は地区避難場所に位置づけている。
- 福岡市都市計画マスタープランでは、六本松駅周辺について、利便性に考慮したバス停や駐輪場の整備、地区の特性にふさわしい魅力ある景観づくりなど、計画的まちづくりを行うこととしている。
- H26年に策定した「セントラルパーク基本構想」において、舞鶴公園・大濠公園については、一体的な活用を図っていくこととしている。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
舞鶴公園利用者の割合	%	過去3年間に舞鶴公園に行ったことがある市民の割合	魅力的な空間となることで、周辺居住者が増加するとともに、観光客の増加で経済活動が活発化する。	58.1	R4	81.3	R10
動植物園の利用者数	万人/年	地区内の施設(動植物園)利用者数	魅力的な施設の整備や関心・満足度が向上することにより、施設の利用者数が増加する。	55.4	R3	100.0	R10
安全・安心のための社会環境整備ができていると感じる市民割合	%	福岡市中央区で安全・安心のための社会環境整備ができていると感じる市民割合	広域避難場所や地区避難場所の整備を行うことにより、安全・安心のための社会環境整備ができていると感じる市民割合が増加する。	31.7	R4	50.4	R10
緑が豊かになっていると感じている市民の割合	%	福岡市中央区で身近な地域において緑が豊かになっていると感じている市民の割合	地域のニーズを踏まえて地域活動の拠点等を整備することにより、身近な地域の緑が豊かであると感じる市民の割合が増加する。	32.1	R4	55.0	R10

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(市民の憩いと集客の拠点づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 舞鶴公園において、年間を通じた集客力向上を目的として、休憩所や管理事務所、体験学習施設機能を有した複合的な施設の整備、トイレのバリアフリー化、回遊性の向上に資するような園路整備等の整備を行う。 南公園において、新しい時代にふさわしい、市民に親しまれる魅力的な施設への整備を行うとともに、市民が来園し、緑に親しみきっかけとなるような、魅力的なイベントの新規開催を行う。 賑わいづくりに資する新しい取組の企画や広報等の運営補助、地域行事との連携検討、各種イベントのパッケージ化など、ソフト面からイベントの拡充を進め、更なる公園の利活用促進を図る。 中央市民センターのバリアフリー化等を目的とした改修を行い、地域活性の拠点化を図る。 舞鶴公園へとつながる市道千代今宿線の歩道において周辺の景観と調和した石畳風舗装などによる再整備を行い、集客交流の拠点づくりを図る。 	<p>◆公園 舞鶴公園、南公園</p> <p>◆提案事業(地域創造支援事業) 公園利活用促進事業(舞鶴公園) 公園利活用促進事業(南公園)</p> <p>◆高質空間形成施設 市道千代今宿線</p>
<p>整備方針2(安全安心して暮らせるまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難場所である中央市民センター、広域避難場所である舞鶴公園、南公園、地区避難場所である平尾霊園において、防災機能向上のために、園路、広場等の整備を行う。 舞鶴公園において、災害時の避難路としての機能向上を図るために、観光案内関係施設の整備を行う。 かもめ広場をインクルーシブな子ども広場として整備することで、安全・安全に使用できる遊具広場の環境形成を目指す。 指定避難場所である中央市民センターにおいて、バリアフリー基準に即した改修を行う。 	<p>◆公園 舞鶴公園、南公園、平尾霊園</p> <p>◆地域生活基盤施設 かもめ広場</p> <p>◆高次都市施設 中央市民センター</p> <p>【協定制度等】 公園における自転車駐車場(サイクルポート)の設置</p>
<p>整備方針3(身近な生活に潤いをもたらすまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用後の年数経過や、周辺環境などの変化に伴い、地域のニーズに対応できなくなった公園について、地域のニーズを踏まえて整備する。 地域活動の拠点として更なる利活用のニーズがある緑地について、新たに公園として整備する。 	<p>◆公園 舞鶴公園、南公園、平尾霊園、鴻巣山緑地、平和北緑地</p>
<p>その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴公園については、市民や地域の交流空間・賑わいのスペースとしての利用が増えている。 九大六本松キャンパス跡地を含む草ヶ江校区において、まちづくり協議会が設立されており、跡地を含む周辺のまちづくりについて、積極的に活動を行っている。 九大六本松キャンパス跡地については、都市再生機構が九州大学から土地を取得し、まちづくりを進めている。 平成19年に策定した「九州大学六本松キャンパス跡地利用計画」において、福岡城址内の裁判所及び県弁護士会館、検察庁等を跡地南側に集約移転を行っている。 平成28年9月に九州大学六本松キャンパス跡地地区の整備が完了。 令和5年度に舞鶴公園内の高等裁判所跡地において、防災公園街区整備事業による整備が完了予定。 	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度					
					道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条15項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条14項)	低未利用土地利用促進協定(都市再生特別措置法46条16項)
1	●自転車駐車器具(サイクルポート)の設置・管理 民間企業と協定を締結し取り組む。	シェアサイクルの活用促進や放置自転車等の自転車対策の課題解決に取り組む	R6~R10	・福岡市 ・neuet株式会社			○			
2										
3										
4										

令和6年

<都市再生整備計画の整備方針等>

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・「取り組み内容」欄は、目的を達成するために具体的に誰が何をするのかについて、「取り組みの目的/取り組みによって解決される課題」との関連性が分かるよう、簡潔に箇
- ・その他記載にあたっての留意事項は、「官民連携まちづくりの進め方 -都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き-」を参照すること。

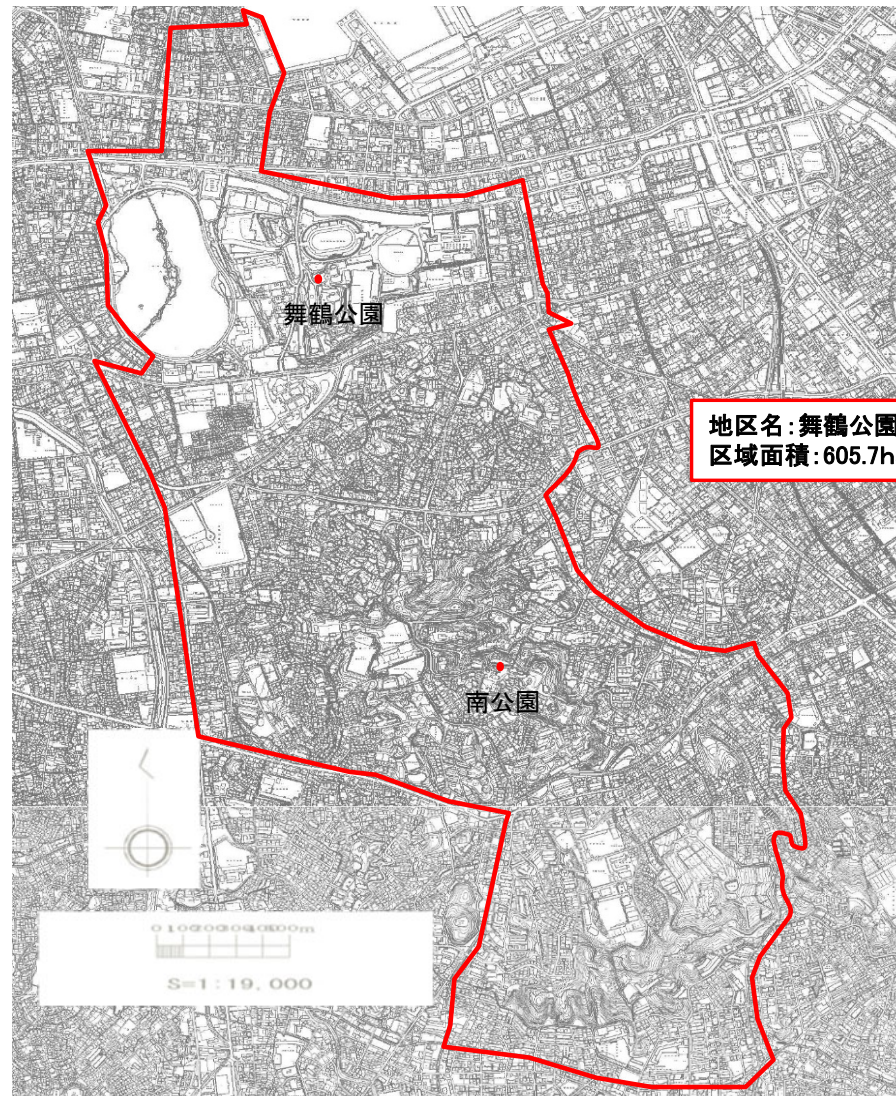
制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条12項

制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象施設	1	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:舞鶴公園 (福岡市中央区城内)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	2	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:南公園 (福岡市中央区南公園1-1)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例):自転車駐車器具

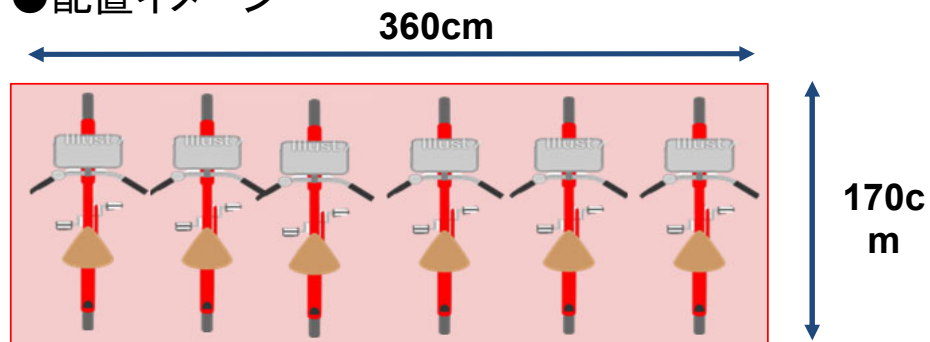
制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

●ラック・看板



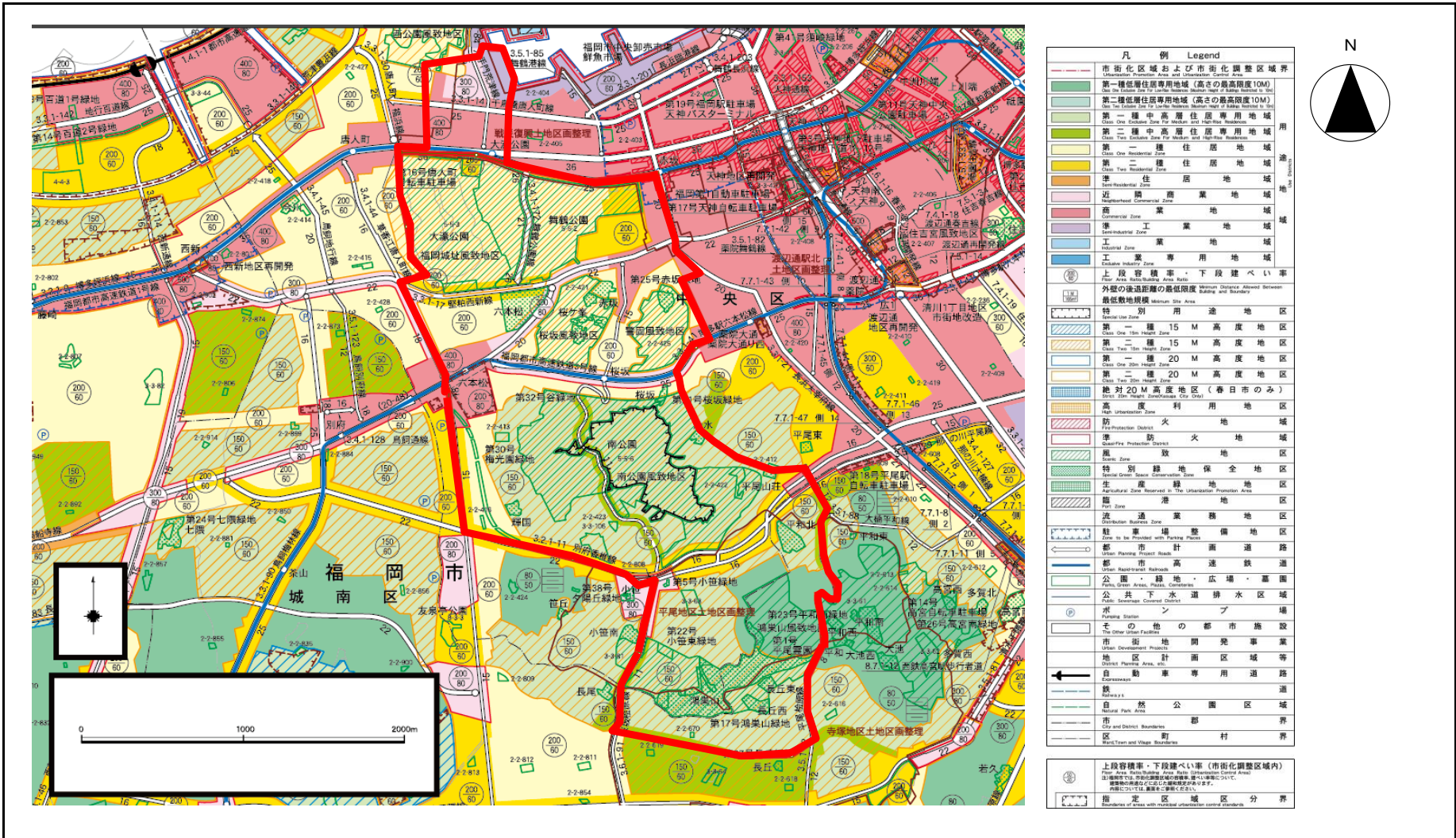
●配置イメージ



●看板 50cm



<p>舞鶴公園・南公園周辺地区(第2期)(福岡県福岡市)</p>	<p>面積 605.7 ha</p>	<p>区域 港1・2丁目、荒戸1丁目、大手門1・2・3丁目、舞鶴3丁目、赤坂1丁目の一部、大濠1・2丁目、大濠公園、城内、赤坂1・2・3丁目、警固2・3丁目、薬院2丁目、大字薬院、古小島町、御所ヶ谷、桜坂1・2・3丁目、六本松1・2・3・4丁目、草ヶ江1丁目、谷1・2丁目、平尾5丁目、山荘通3丁目、平尾浄水町、大字平尾、南公園、舞鶴1・2丁目、小笹4・5丁目</p>
----------------------------------	--------------------	--



事前評価チェックシート

計画の名称： 舞鶴公園・南公園周辺地区（第2期）都市再生整備計画

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ①都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 ①都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 ②地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 ②地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 ⑤地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 ⑤地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 ⑤地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 ⑥円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

